

第 4 回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	平成 25 年 3 月 27 日 (水) 14 : 20 ~ 14 : 35	
場 所	福島県庁西庁舎 12 階 第 1 講堂	
復興整備事業	土地改良事業 ( 5 地区 ) 八沢地区土地改良事業 右田・海老地区土地改良事業 真野地区土地改良事業 金沢・北泉地区土地改良事業 原町東地区土地改良事業 防災集団移転促進事業 ( 5 地区 ) 南屋形地区防災集団移転促進事業 鹿島 地区防災集団移転促進事業 金沢地区防災集団移転促進事業 萱浜 地区防災集団移転促進事業 萱浜 地区防災集団移転促進事業 その他施設の整備に関する事業 右田・海老地区太陽光発電用地造成事業 真野地区太陽光発電用地造成事業 原町東地区太陽光発電用地造成事業 原町東地区工業団地用地造成事業	
出席者	南相馬市	復興企画部復興担当理事 渡部 克啓 復興企画部企画課長 牛来 学 経済部次長兼農林水産課長 発田 栄一
	復興庁	復興庁福島復興局参事官 坂 治己
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教
	福島県	企画調整部土地・水調整課長 高橋 満 " 地域政策課部参事兼課長 金子 隆司 農林水産部農業担い手課副長 荒川 光弘 土木部都市計画課長 鈴木 典弘 " 副参事 長谷川 潔 " まちづくり推進課長 阿部 昌昭

#### 協議内容

- 1、開会 (南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 末永)
  - ・出席者紹介
  - ・会議の公開・非公開についての報告：公開として報告

・傍聴人への注意事項

## 2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第6条により、南相馬市長代理人の渡部復興担当理事が議長となる。

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

それでは、南相馬市から復興整備計画(案)について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部企画課長 牛来)

それでは、南相馬市復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図、様式第8により説明】

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画課長 清水)

様式8、別紙様式2の調整措置概要 農業関連施策との調整状況について質問します。各事業の実施区域において土地改良区との調整については記載があるが、市農業委員会との調整はどの様になっているのか。

(南相馬市：南相馬市経済部次長兼農林水産課長 発田)

記載しておりませんでした。市農業委員会との調整も済みであります。なお、様式2にはその旨を追記いたします。

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

特に意見がないようですので、2haを超える農地転用については農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、本計画の土地利用方針について同意することにご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

復興整備計画に基づき土地改良事業、防集事業の一部変更、太陽光発電施設用地、工業団地の用地整備について説明があったが、津波被災し農地の整備事業によって大区画化する担い手農地集積と合わせて発電施設、工業用地を一体的・集約的に集めて整備することによって円滑・迅速に実施される計画とされている。

南相馬市の復興に必要な事業と位置付けられているので、農業者はもとより、農業関係機関、発

電施設並びに工業団地関係者と十分協議・調整されるようお願いする。説明のあった土地利用方針については、異存はない。

(議長：南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

2 ha を超える農地転用を記載した土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

3、閉会 (南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 末永)

協議結果

・防災集団移転(5地区)、太陽光発電用地造成事業(2地区)、工業団地用地造成事業について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。